

### ヘッドライン

- 経済的威圧に対する対抗措置：G7での議論
- 米国で高まる中国企業への警戒感
- OECD 多国籍企業行動指針の改定

#### 経済的威圧に対する対抗措置：G7での議論

2023年は日本が先進7カ国の協力枠組みであるG7の議長国を務める。岸田総理は早速9日から15日にかけて欧米諸国を歴訪し、メンバー国との調整を開始した。

今年のG7の注目点の1つは、政治的圧力的手段として貿易規制などを行う経済的威圧に対する取り組みだ。西村経産大臣は5日の米国での講演において、経済的威圧を抑止するためには「威圧を行おうとする国のチョークポイント（急所）を把握しておいて、必要があれば対抗措置を講じる」ことが必要かもしれないと発言。前後の文脈から中国を念頭に置いていることは明白で、外交的には極めて踏み込んだ発言だ。既にEUは経済的威圧に対して関税賦課、輸入規制、サービス・投資制限、域内市場へのアクセス制限などの対抗措置を講ずる規則案を発表しているが、G7としても類似の措置を検討している可能性がある。

一方、世界貿易機関(WTO)を中心とする多角的貿易体制の下では、貿易上の対抗措置はWTO協定の紛争解決手続に沿って発動することが求められてきた。経済的威圧への対抗として手続に基づかない一方的措置が拡大すれば、WTO体制の形骸化が加速するおそれもある。企業としては、サプライチェーンを巡る不確実性が一層高まることになりそうだ。

#### 米国で高まる中国企業への警戒感

米国で外国資本による農業分野への投資に対する警戒感がにわかに高まっている。2021年11月に中国企業がノースダコタ州でトウモロコシ加工工場の建設計画を発表。当初は地元当局も歓迎していたが、建設予定地が空軍基地から約20kmの距離にあることから、中国による諜報活動に利用されるのではとの懸念が浮上していた。

2018年に成立した外国投資リスク審査近代化法(FIRRMA)の下では、不動産取引を含む一定の投資が対米外国投資委員会(CFIUS)による審査の対象となるが、今回、CFIUSは同計画を審査の対象外と判断。既存の事業の買収を伴わないグリーンフィールド投資であったことに加え、問題となった空軍基地が不動産取引の規制を伴う軍事施設として指定されていなかったことなどを考慮したとみられる。

一方、米空軍幹部は同計画が「国家安全保障に対する重大な脅威」をもたらすと指摘。地元首長は31日、連邦政府から同計画を中止するよう要請があったとして、工場の建設許可を発出しない意向を示した。連邦議会では、ノースダコタ州選出議員が農業分野での外国投資の監視を強化する法案を提出するなど、政府の対応強化を求める声が出ている。

米国内での中国企業の活動を巡っては、TikTokやファーウェイなど情報通信分野に対する規制が注目されてきたが、米中対立の先鋭化に伴い、より幅広い企業に厳しい目が注がれるようになっている。米連邦議会では昨年11月の中間選挙で共和党が下院で過半数を獲得。中国に関する特別委員会を設置するなど、対中強硬論が勢いを増しており、規制強化の流れは加速しそうだ。

## OECD 多国籍企業行動指針の改定

経済協力開発機構(OECD)は13日、多国籍企業に対して責任ある行動を勧告する「[OECD 多国籍企業行動指針](#)」の改定案に対する[意見募集手続き](#)を開始した。1976年の策定以来、これまでに5回改定されており、前回2011年の改定では人権に関する章が追加された。

今回の改定は「限定的(targeted)」とされているものの、昨今のESG意識の高まりを受け、全体としてデュー・ディリジェンスに関する記述が厚くなり、「環境」の章にも大幅な加筆がなされている。また、「技術、科学及びイノベーション」の章では、[技術](#)や[データ](#)が社会に与える影響や[輸出管理規制](#)の尊重など、経済安全保障に関連する記述も追加されている。

「行動指針」には、日本を含むOECD加盟国のほか、一部の新興国・途上国が参加している。法的拘束力はないものの、企業の社会的責任を巡る議論では国際的なガイドラインとして参照されており、注視していく必要がある。

担当	丸紅経済研究所 企画・渉外チーム シニア・アナリスト 玉置 浩平	E-mail: <a href="mailto:TAMAOKI-K@marubeni.com">TAMAOKI-K@marubeni.com</a>
住所	〒100-8088 東京都千代田区大手町1丁目4番2号	
WEB	<a href="https://www.marubeni.com/jp/research/">https://www.marubeni.com/jp/research/</a>	

(注記)

- ・本資料は公開情報に基づいて作成されていますが、当社はその正当性、相当性、完全性を保証するものではありません。
- ・本資料に従って決断した行為に起因する利害得失はその行為者自身に帰するもので、当社は何らの責任を負うものではありません。
- ・本資料に掲載している内容は予告なしに変更することがあります。
- ・本資料に掲載している個々の文章、写真、イラストなど(以下「情報」といいます)は、当社の著作物であり、日本の著作権法及びベルヌ条約などの国際条約により、著作権の保護を受けています。個人の私的使用及び引用など、著作権法により認められている場合を除き、本資料に掲載している情報を、著作権者に無断で複製、頒布、改変、翻訳、翻案、公衆送信、送信可能化などすることは著作権法違反となります。